

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年七月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第三号	平成二十七年 七月六日	埼玉県和光市広沢四千八百二十三―八、四千八百二十三―二十四、四千八百二十三―二十五、四千八百二十三―二十七、四千八百二十三―三十四、四千八百二十三―三十五、四千八百二十三―三十六、四千八百二十三―三十七、四千八百二十三―三十八、四千八百二十三―三十九、四千八百六十六―一、四千八百六十六―二	埼玉県川越建築安全センター